

【障害児通所支援】自己評価結果表について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）の改正により、放課後等デイサービス事業者は平成 29 年 4 月 1 日から、児童発達支援事業者は平成 30 年 4 月 1 日から、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価結果等を公表することが義務付けられています。

1 自己評価の目的

事業所が自ら評価を行うとともに、利用児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的とします。

2 自己評価の実施方法

(1) 職員の自己評価

事業所の職員に対して「児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価表【事業者向け】」（別添様式 2）を配布し、各々で自己評価を行う。評価を行う際は、項目に答えるだけでなく、「工夫している点」、「課題や改善すべき点」、「改善目標」等についても考えること。

(2) 保護者等の評価

保護者等に対して「児童発達支援（放課後等デイサービス）評価表【保護者等向け】」（別添様式 3）を配布し、アンケート調査を実施する。

(3) 事業所の全体評価

回収した評価表を集計し、項目ごとに課題や工夫点等を職員会議等の場で協議する。また、課題が挙げられた場合は改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有すること。

(4) 評価結果の公表

公表用に様式（事業所用、保護者用）を作成し、事業所ホームページに掲載して公表する。なお、インターネットでの公表が困難な場合については、紙媒体を事業所の見やすい場所に掲示の上、利用児の保護者へ配布する方法によることもできるものとする。

(5) 支援改善

公表した改善目標・内容に沿った速やかな取組を行い、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

3 市への報告について

自己評価結果等の公表方法及び公表内容は、指定権者への報告が義務付けられており、期限までに届け出がされない場合は「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。

(1) 届出書類

ア 自己評価結果報告書

イ 児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価公表用【事業所職員向け】（任意様式）

ウ 児童発達支援（放課後等デイサービス）評価表公表用【保護者等向け】（様式任意）

※イとウは別添様式 2 と 3 を公表用に加工した様式でも可。

※単なる集計ではなく、事業所での全体評価を踏まえ、課題やその解決に向けた取り組み、工夫点等を書き込むこと。

※児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を多機能型事業所は、両サービスを公表し、報告すること。

(公表用自己評価表の例)

事業所職員向け

放課後等デイサービス自己評価表(公表用)

		チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境 ・ 体制 整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	3	2		・手狭になってきたため、移転を検討中。
	2	職員の配置数は適切であるか		1	4	・利用者が増えてきたため、人手が足りなくなってきた。→児童指導員等を追加で2名確保できるよう、求人広告を出す。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか	5			・玄関・トイレに手すりを設けている。

(2) 届出時期

報告時期や届出様式については、別途、通知します。令和2年度は令和2年12月に通知し、令和3年3月末を報告期限としました。

(3) 自己評価結果等未公表減算

期限までに届出がされない場合、減算が適用されます。

ア 減算される単位数

所定単位数の100分の15を減算する。

※所定単位数は、各種加算(児童指導員等加配加算、専門的支援加算を除く)がなされる前の単位数。

イ 適用期間及び範囲

届出がされていない月から、当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算を適用。

3 留意事項

- ・児童発達ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの内容を十分確認すること。
- ・事業所の実情に合わせて評価表を加除修正する場合は、国ガイドラインの内容に沿ったものにする。極端に少ない項目で評価を行っている事業所があったため、必ずガイドラインを確認した上で加除修正すること。
- ・保護者等に評価を依頼する際には、国ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを御理解いただくこと。